

【重要事項説明書】

修理費用保険（通信端末修理費用補償特約付き）のご説明（契約概要）

レスキュー損害保険株式会社

■ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。

■本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については必ず約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、弊社までお問合せください。

■お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

■当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者の意向を確認したとみなします。

1. 商品の仕組み

修理費用保険（通信端末修理費用補償特約付き）とは、偶然な事由（注1）によって、被保険者が所有または使用する通信端末が使用不能（通信端末を使用できない状態をいいます。）となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して保険金額（注2）を限度として保険金をお支払いする保険商品です。

（注1）故障（水濡れによる故障を含みます）と外装破損をいいます。盗難・紛失は補償対象外です。

（注2）修理可能保険金額 150,000 円、修理不能保険金額 150,000 円。

2. 補償内容

（1）保険の目的（契約対象物）の範囲

修理費用保険（通信端末修理費用補償特約付き）における保険の目的（契約対象物）は、被保険者が所有または使用する通信端末（注1）（注2）（注3）（注4）をいい、携帯電話、スマートフォン、その他これらに類するものをいいます。

＜対象となる通信端末＞

スマートフォン、フィーチャーフォン

（注1）通信端末に挿入する SIM カード、メモリーカード、電池パック等および充電器、AC アダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

（注2）日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末で、日本国内で修理可能なもの、かつ日本国内で購入可能な端末に限ります。

(注3) 補償開始日時点で、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末に限ります。

(注4) 弊社は、1回目の事故が発生し保険金支払いがされた時に、事故が発生した通信端末を補償対象端末(注5)として登録し、以降は補償対象端末1台のみが通信端末となります。ただし、事故が発生した通信端末の修理が不可能な場合は、保険金支払いがされた時に、別途購入した通信端末を補償対象端末(注5)として登録します。

(注5) 保険金支払い後に被保険者が自主的な機種変更した場合は、購入日・購入者・購入機種が記載された販売者発行書類の提出をもって補償対象端末を変更することができます。

(2) 保険金をお支払いする場合

偶然な故障(水濡れによる故障を含みます)または外装破損によって通信端末が使用不能となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して損害保険金を支払います。

(3) 損害額の決定

通信端末が故障または外装破損した場合は、被保険者が弊社へ提出する通信端末のメーカー等(注1)が発行する書類(注2)をもとに、弊社が修理可能または修理不能の判定を行い、次のとおり損害額を決定します。

①通信端末が修理可能な場合の損害額は、被保険者が負担した修理費用(注3)とします。

②通信端末が修理不能な場合の損害額(注4)は、通信端末の保険価額とします。

(注1) 通信端末の製造業者、販売業者及び修理業者をいいます。

(注2) 修理領収書、修理見積書、修理完了報告書など、修理内容および修理費用を証明できるもの、または修理不能であることを証明できるものをいいます。

(注3) 通信端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。

(注4) 新しく購入した通信端末と修理不能となった通信端末の性能等が著しく異なる場合には修理不能となった通信端末の再調達費用が損害額となります。

(4) お支払いする保険金の額

次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、①は修理可能保険金額を限度とし、②は修理不能保険金額を限度とします。

①通信端末が修理可能な場合

(3) 損害額の決定①の規定による損害の額 — 保険証券等記載の免責金額(5,000円) = 損害保険金の額

②通信端末が修理不能な場合

(3) 損害額の決定②の規定による損害の額 — 保険証券等記載の免責金額(5,000円) = 損害保険金の額

*修理可能とは、通信端末をメーカー等で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した場合も含まれます。

*修理不能とは、通信端末の内部基盤が修復不能な状態のため、通信端末のメーカー等での修理が不可能（注1）で、被保険者が別途通信端末を購入した状態をいいます。

（注1）通信端末のメーカー等が端末の状態を確認した結果、修理が不可能と判断し、修理を行わなかった状態をいいます。

★（5）保険金支払後の保険契約

①弊社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額されません。

②弊社が保険金を支払った場合は、被保険者毎に保険金の支払回数を記録し、支払回数は年間1回までとします。なお、支払回数は、事故発生日を基準として記録します。

★（6）保険金をお支払いできない主な場合

弊社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

①保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失。

②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者の故意もしくは重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③被保険者の同居の親族の故意または契約対象物を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。

④保険金を支払う場合の偶然な事由が保険期間外に発生した場合。

⑤地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。

⑥火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。

⑦公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。

⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。

⑨通信端末を家族、知人、オークションやフリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合。

⑩購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。（初期不良を含む。）

⑪通信端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由。

⑫すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、通信端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。

⑬通信端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。

- ⑭詐欺、横領によって生じた損害。
- ⑮自然の消耗、経年劣化、縮み、変色または変質による損害。
- ⑯日本国外で発生した事故による損害。
- ⑰通信端末が故障または外装破損した場合において、被保険者が、通信端末のメーカー等が発行する書類を、弊社に提出しない場合。
- ⑱通信端末が修理可能にもかかわらず、被保険者が通信端末を修理しなかった場合。
- ⑲通信端末が修理不能にもかかわらず、被保険者が別途通信端末を購入しなかった場合。
- ⑳修理の際メーカーの修理不能リストに載っている通信端末、または正規部品の生産中止等の理由により修理しなかった場合。
- ㉑補償開始日の前日以前に生じた故障または外装破損。
- ㉒補償終了日の翌日以降に生じた故障または外装破損。
- ㉓当該機種販売開始から3年を超えた通信端末に生じた自然故障。

次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

- ①通信端末のメーカー等による通信端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、通信端末の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。
- ②通信端末にかかった、修理費用以外の費用による損害。（見積り取得に関する費用、送料、Apple エクスプレス交換サービス利用料など。）

3. 付帯する特約

通信端末修理費用補償特約、保険料月払いに関する特約、包括契約に関する特約が付帯されます。

4. 保険責任期間

被保険者毎に保険責任を負う期間は各被保険者が加入または購入したサービスの規約で定めた日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の24時に終わります。

5. お引受条件

当保険は各被保険者が加入または購入したサービスに自動付帯となります。被保険者がプランを選択することはできません。

6. 保険料の払込方法

保険料は保険契約者が弊社へ支払いますので、被保険者が直接弊社へ支払うことはありません。

7. 満期返戻金、契約者配当金

この保険には満期返戻金及び契約者配当金はありません。

8. 解約および解約返戻金等の有無について

当保険は各被保険者が加入または購入したサービスに自動付帯のため、保険契約のみの解約はできません。各被保険者が加入または購入したサービスを解約される場合はサービス規約に従って手続きしてください。保険契約の解約払戻金はございません。

9. 被保険者について（範囲と制限）

この契約の被保険者は各被保険者が加入または購入したサービスの会員であり、契約対象物を所有または使用する者としてします。

【保険会社への相談・苦情・お問合せ窓口】

住所：東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階

担当部署：レスキュー損害保険株式会社 業務部 mobile@rescue-sonpo.jp

修理費用保険（通信端末修理費用補償特約付き）のご説明（注意喚起情報）

- ご契約に際してお客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけておりますので、必ずご確認ください。
- 当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者の意向を確認したとみなします。

1. クーリングオフ（契約申し込みの撤回等について）

★保険契約者が法人のため、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

2. 保険責任期間の始期と終期

被保険者毎に保険責任を負う期間は各被保険者が加入または購入したサービスの規約で定めた日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の24時に終わります。

3. 免責事由等

- ★「修理費用保険（通信端末修理費用補償特約付き）のご説明（契約概要）」の「2.（6）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。被保険者が修理費用を負担した場合であっても「2.（6）保険金をお支払いできない主な場合」に該当すると保険金をお支払いできませんので、修理を行う前に「2.（6）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

4. 損害保険会社破綻時の取扱い

- ★万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

5. 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- （1）この保険で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく弊社にご通知ください。保険金請求のご案内をします。なお、ご通知が遅れますと保険金のお支払が遅れたり、保険金の一部がお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- （2）被保険者が通信端末のメーカー等へ通信端末の修理依頼を行ってください。
- ★（3）保険金のご請求にあたっては、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- 【修理可能であった場合】
- ①保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
 - ②修理領収証、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理した事実及び修理内容を証明できるもの
 - ③有償修理した際の領収書、対象端末に代わる同等品へ有償交換したことが証明できるもの
 - ④その他保険会社が求めた書類、写真
- 【修理不能であった場合】
- ①保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
 - ②修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理不能であることを証明できるもの
 - ③新規購入した際の領収書、対象端末に代わる端末を新規購入したことが証明できるもの

④その他保険会社が求めた書類、写真

★（４）保険金請求については時効（３年）がありますのでご注意ください。

【保険金請求に関するお問合せ窓口】

保険金請求に関するご相談、お問合せは下記にお願いいたします。

住所：東京都港区三田三丁目５番１９号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階

担当部署：レスキュー損害保険株式会社 業務部 mobile@rescue-sonpo.jp

6. 補償重複について

★通信端末を補償する他の保険契約や通信端末のメーカー等が実施する保証サービスに重複加入し、他の保険契約や保証サービスを利用した場合は、他の保険契約や保証サービス適用後の被保険者負担分が補償されます。

7. 個人情報のお取り扱い等について

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

（１）個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

（２）お客様に関する情報の利用目的について

お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。

①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い ③弊社が有する債権の回収など

（３）お客様に関する情報の外部への提供について

弊社は、個人情報について利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合

②適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）関係先に提供する場合など

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては弊社ホームページ（<https://www.rescue-sonpo.jp/>）をご覧ください。最終ページ記載のお問合せ窓口までお問い合わせください。

8. 指定紛争解決機関について

弊社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「そんぽ ADR センター」をご利用いただけます。

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター】

電話番号：0570-022808（ナビダイヤル）

受付時間：9：15～17：00（月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く））

IP 電話からは、03-4332-5241 をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

【保険会社への相談・苦情・お問合せ窓口】

住所：東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階

担当部署：レスキュー損害保険株式会社 業務部 mobile@rescue-sonpo.jp

以上

2024 年 10 月 17 日制定

文書番号：RB02-009(1) 2024. 10